

桑折町歴史観光交流センター

基本構想

～旧伊達郡役所との連携に向け～



令和6年11月
桑折町

【目 次】

第1章 はじめに	1
1. 歴史観光交流センター建設検討の背景	1
2. 基本構想の位置付けとこれまでの経過	1
第2章 歴史文化エリア/建設地	2
1. 方針	2
2. 土地面積等	2
3. 設置機能及び位置	3
4. 立地条件等	4
第3章 事業スケジュール	5
1. 基本工程	5
第4章 設置すべき具体的機能と考慮事項	6
1. 歴史文化エリア拠点施設として想定される機能(ソフト)の概要	6
2. 近隣施設との連携により備える機能	7
3-1. 設置すべき具体的機能（北側敷地）	8
3-2. 設置すべき具体的機能（南側敷地）	12
第5章 施設の運営	13
1. 運営者の選定	13
2. 運営の在り方・内容	14
第6章 建物等の規模	16
1. 建物の床面積概算・階数	16
第7章 費用・財源	17
1. 概算費用	17
2. 実施方法	18
3. 財源	18
巻末資料：検討の経過	19

第1章 はじめに

1. 歴史観光交流センター建設検討の背景

(1) 種徳美術館の被災等

種徳美術館は、故角田種徳翁により昭和56年に町に寄附され、約45年が経過しました。

旧耐震基準(設計強度13.5~24N/mm²)建物のため、景観を保った耐震補強が難しく、大規模修繕は未実施で、令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震により被災しました。

バリアフリー/ユニバーサルデザインに未対応であり、美術館専用施設としての在り方・役割の拡大も課題となっていました。

(2) 歴史文化エリアの発展

伊達桑折IC等、町南部における変化を踏まえた「歴史文化エリア」の発展及び「歴史まちづくり」の推進が求められています。

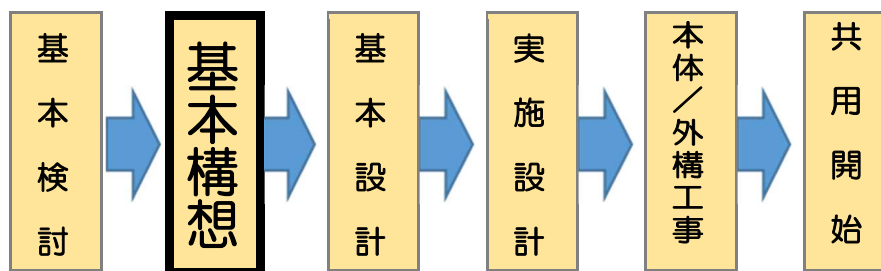
2. 基本構想の位置付けとこれまでの経過

(1) 基本構想の位置付け

歴史観光交流センター建設の検討については、図1の段階があります。

この基本構想は、「都市再生整備計画(第2期)策定委員会 提言書」(令和6年3月)までに示された基本的な方針を具体化し、今後実施する基本設計・実施設計に向け、歴史観光交流センターについての詳細な要件や必要機能を示すものとして策定します。

図1: 検討の流れ



(2) 検討体制・町民参加とこれまでの経過

令和3年より基本検討を開始し、教育委員会との連携の下、令和5年に実施した町民アンケート等を参照しつつ、有識者及び町民代表で構成する「歴史文化エリアあり方検討委員会」、「都市再生整備計画(第2期)策定委員会」において機能、位置及び面積等について検討を進めてきました。その検討結果をもとに、基本構想を策定します。

第2章 歴史文化エリア/建設地

1. 方針

歴史観光交流センター（本体）は、下記の点を考慮し、旧伊達郡役所の隣（桑折町字陣屋 12-2）に建設します。

- ・旧伊達郡役所と隣接し、一体的な利用が可能
- ・商店街との連携による町なか周遊性
- ・旧奥州街道からの視認性の高さ
- ・現地盤にあわせた建築が可能なため費用低減可能

なお、南側隣接地（桑折町字陣屋 23-1、23-6 他）については、駐車場・広場及び収蔵施設等を視野に検討を進めます。なお、現在購入済の土地のみを事業の対象とします。

2. 土地面積等

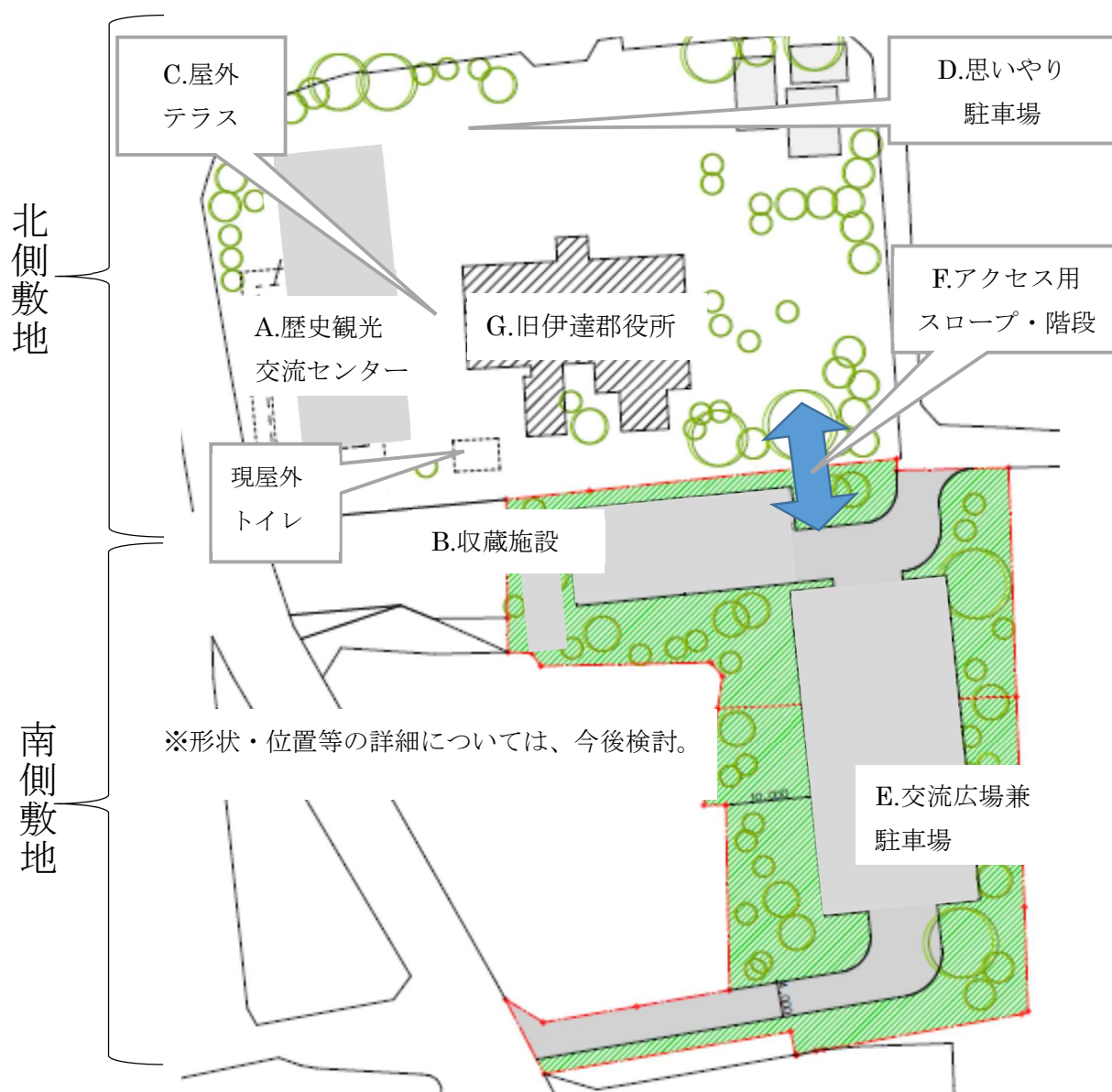
歴史観光交流センター建設地等における町有地の状況は、下記の通りです。

位置	住所	地目	面積	購入
北側(旧郡役所敷地)	桑折町字陣屋 12-2	宅地	3,818.56 m ²	
南側(旧郡役所裏)	桑折町字陣屋 23-1	宅地	1,455.61 m ²	R4
	桑折町字陣屋 23-6	宅地	1,398.16 m ²	R4
	桑折町字陣屋 66-7	宅地	38.00 m ²	R5
	南側合計		2,891.77 m ²	

3. 設置機能及び位置

歴史観光交流センター関連施設整備位置は、下記の通りです。

機能	種類	場所	規模
A 歴史観光交流センター（本体）	建築物	北側(旧郡役所敷地)	250 m ² 程度
B 歴史観光交流センター（収蔵施設）	建築物	南側又は北側	50 m ² 程度
C 歴史観光交流センター（屋外テラス）	同左	北側(旧郡役所敷地)	A・G間
D 思いやり駐車場	同左	北側(旧郡役所敷地)	2 台程度
E 交流広場兼駐車場	同左	南側(旧郡役所裏)	40 台程度
F アクセス用スロープ・階段	同左	北側・南側間	
※G 旧伊達郡役所（既存） 【国指定重要文化財】			



4. 立地条件等

建設用地について、①安全性・利用可能性、②利便性、③整備規模(経済性)の観点から諸要素を整理すると、下表のとおりとなります。

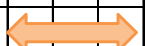
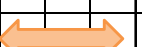
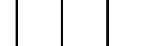
位置		北側	南側
住所		桑折町字陣屋	桑折町字陣屋
面積		3,818.56㎡	2,891.77㎡
安全性・利用可能性	土地区分	都市計画区分	市街化区域
		用途地域	第1種住居地域
		建ぺい率	60%
		容積率	200%
		防火	法22条防火
		日影規制	5時間・3時間(4m)
		高度規制	なし
		下水区域	対象区域
		都市マス区域	中心拠点
		農振区分	指定なし
	災害区分	埋蔵文化財	指定なし
		浸水想定区域	指定なし
		土砂災害警戒区域	指定なし
		急傾斜地崩壊危険箇所	指定なし
		がけ地	南:がけ地の上(落差3~5m)
		土壌汚染	県への特定有害物質使用届履歴なし
		地盤強度	砂礫中心
		緊急輸送路	約50m
利便性	アクセシビリティ	国道4号	近い
		駅道のり	約1.3km
		バス停道のり	約30m
		商店街距離	約50m
整備規模	土地・道路整備	土地所有者	町
		敷地形態	ほぼ平地
		現況	西側更地
		土地造成	不要想定
		道路隣接	北・東・西側
		//幅員(最大)	4m以上
		//専用歩道	東側あり
		建物道路間高低差	北側:なし 東側:0~3m 西側:約2m
		道路造成	不要
			要構内通路

第3章 事業スケジュール

1. 基本工程

建設にあたっては、下記のスケジュールを想定します。なお、あくまでも想定であり、事業状況により変動が生じることがあります。

進行に当たっては、文化庁(文化財)、国土交通省(補助金)等との協議が必要です。

項目	R3～5年度				R6年度				R7年度				R8年度				R9年度				R10年度			
基本検討																								
基本構想																								
プロボ・ 基本設計																								
実施設計・ 外構等設計																								
諸手続・ 造成工事																								
建設工事・ 外 構 工 事 (北)																								
外構工事 (南)																								
備品搬入・ 引越																								
郡役所保存活 用計画策定																								

※基本構想完成前後に、開発許可事前協議。

※実施設計には工事積算、建築確認等諸手続も含む。

※基本設計にて建設位置確定後、地質調査実施。地質調査結果を基本・実施設計に使用。

※外構等設計には開発許可手続(必要となる場合)を含む。

第4章 設置すべき具体的機能と考慮事項

1. 歴史文化エリア拠点施設として想定される機能(ソフト)の概要

(1) 歴史観光交流センター（本体）

歴史観光交流センター（本体）には下記の基本機能を置きます。

①情報発信 観光案内

- 町内外からの来訪者に対し、町内の歴史施設・観光施設を案内する
 - ・観光/歴史パンフレット配置（デジタルサイネージ/タブレット等含む）
 - ・町内歴史/観光施設誘導
 - ・商店街誘導

②地域連携 販売、休憩

- 町産物品・グッズを販売する
 - ・町グッズ販売
 - ・町6次化商品販売
 - ・町内特産品販売
- カフェにて飲料等を提供する（対面 or 自動販売）
 - ・喫茶

③歴史観光 常設展示

- 町の歴史観光を中心とし、貴重品展示コーナー(美術品対応可のもの)を設ける
 - ・歴史展示（デジタル映像等含む）
 - ・観光スポット紹介展示
 - ・貴重品/美術品展示
- 歴史等関係冊子を設置する

上記に加え、歴史案内人ガイドツアーの集合・案内拠点等として使用する他、交流機能(生涯学習、教育、地元コミュニティ)は兼用可能な範囲で備えるようにします。

また、休館日にも下記の機能の一部を確保できるよう検討します。

- ・町内歴史/観光施設誘導
- ・商店街誘導

イベント時には、旧伊達郡役所等との近隣施設と連携して使用します。

(2) 歴史観光交流センター（収蔵施設）

歴史観光交流センター（収蔵施設）には貴重品/美術品等収蔵機能を置きます。

2. 近隣施設との連携により備える機能

(1) 旧伊達郡役所

歴史観光交流センターと連携し、旧伊達郡役所においては、下記の機能を想定します。

①基本機能 企画展示

○町の歴史展示（デジタル映像等含む）・観光スポット紹介展示を行う

②発展機能 魅力向上機能

○下記機能を含め、可否の検討を進める

- ・写真撮影スポット設置
- ・明治風の衣装貸し出し
- ・作品展示会/コンサート貸し出し
- ・旧伊達郡役所の雰囲気を感じながらゆっくりできる休憩スペース
- ・ライトアップ、プロジェクションマッピング、ブライダル

○イベント時にはイベントスペースとして活用する

なお、国指定重要文化財としての保存と活用の両立が重要であるため、令和8年に向け、文化庁と協議を行いながら、「保存活用計画」を策定中であり、計画の中では、下記の点について想定しています。

- ・冷暖房の常設設置
- ・イベント時飲食スペースの設置（要汚損対策）

(2) 陣屋の杜公園

歴史観光交流センターと駐車場を共有する陣屋の杜公園については、外部からの視認性向上、滞在快適性向上に向け、下記の整備を想定します。

- ・歴史観光交流センターから公園への順路のカラー舗装
- ・公園トイレ改修（洋式化、自動水洗）
- ・庭園ライトアップ

(3) 観光バス駐車場

歴史観光交流センター周辺の町有地を利用し、観光バス駐車スペースの確保を検討します。

3-1. 設置すべき具体的機能（北側敷地）

下記の 5 つの理念に沿い、構想を進めます。歴史観光交流センターと旧伊達郡役所を一体的に捉え、整備を進めます。

- 理念 1 来訪者にとって魅力があり気軽に訪れやすい建物
- 理念 2 町の重層的な歴史・文化財を活かす建物
- 理念 3 町内歴史観光資源と連携し、町への愛着を育む建物
- 理念 4 災害に強い建物
- 理念 5 長寿命で設置・運営費用の少ない建物

(理念 1) 来訪者にとって魅力があり気軽に訪れやすい建物

町民の集い・憩いの場となるとともに、町外からの来訪者にとっても利用しやすく、魅力があり、快適に滞在できる建物を目指します。

①アクセス性の確保

- ◎色調も利用した分かりやすい案内表示とします。レイアウトの変更にも柔軟に対応できるものとします。
- ◎観光案内は来訪者がすぐに分かる位置に配置します。
- ◎敷地内への車の乗り入れは原則禁止する一方、おもいやり駐車場を確保します。

②使いやすさ・動線の配慮

- ◎来訪者の動線に配慮し、柔軟な使用が可能となる構造・配置とします。
- ◎南側駐車場から歴史観光交流センター・旧伊達郡役所へ、町道を介さずにアクセスできるよう、スロープ・階段等を設置します。
- ◎観光案内所、物産販売所、飲食休憩スペースは一体的に利用可能な配置及び構成を基本とし、多目的スペース(主用途展示等)とも柔軟に相互利用可能とします。
- ◎観光案内所、物産販売所、飲食休憩スペースは多目的に利用可能にするほか、旧伊達郡役所とのつながりに配慮します。
- ◎案内窓口は、車椅子等多様な方にスムーズに対応可能な配置・仕様とします。
- ◎子供連れの方も安心して利用できるよう配慮しながら、授乳スペース等の設置を検討します。
- ◎ロッカーや歴史等関係冊子スペースの可否を検討します。

③優しさ・親しみ・情報発信性の向上

- ◎飲食休憩スペースは、専用スペースを少なくし、飲食席等は他用途と共用化します。
- ◎来訪者向けの観光情報スペースや、ポスター掲示スペースを設けます。
- ◎プロジェクター等による映像上映スペースを設置します。
- ◎貴重品展示棚を設置します。
- ◎来訪者向けに、公衆W i f i¹環境の設置を検討します。
- ◎町イントラネットに接続し、役場からのコンテンツ遠隔更新等、外部連携に配慮します。
- ◎耐震性を確保しつつ、見通しの良い空間づくりや構造を検討します。
- ◎配線は、歩行の安全性と配線変えの柔軟性に配慮します。

④ユニバーサルデザインへの配慮

- ◎国土交通省の「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」²及び「高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」³、県の「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」⁴等を参照し、年齢や性別、障害の有無等の違いを問わず、全ての人にとって利用しやすい、「ユニバーサルデザイン」の理念に沿い、誰にも優しい建物を目指します。

(主な内容) 段差解消、手すり設置、滑りにくい床、誘導用ブロック設置、車椅子がすれ違える通路幅、思いやり駐車場設置、引き戸の多用、多機能トイレ(高齢者、障がい者、親子連れの方向け)、子育てスペース(授乳・おむつ替え)等

- ◎敷地内禁煙とします。

(理念2) 町の重層的な歴史・文化財を活かす建物

隣接する旧伊達郡役所等、町の重層的な歴史を活かす建物にします。

①歴史文化エリアにふさわしい景観

- ◎旧伊達郡役所に隣接して建設することに配慮した外観とします。一方、屋内の機能性を損なわない構造とします。
- ◎構造については、旧伊達郡役所景観との整合性を考慮しつつ検討します。なお、防火面に配慮します。
- ◎内装壁面等については、防火に配慮しながら、温かみのある木材利用を基本とします。
- ◎旧伊達郡役所内からの眺望にも配慮します。
- ◎敷地内外構(門扉、樹木等)とも調和を図ります。

¹ 無線LANを利用したインターネット接続サービス。

² 平成18年3月策定

³ 平成29年3月改定

⁴ 平成17年3月策定

②機能的連携

- ◎来訪者の利便性に配慮しつつ、旧伊達郡役所との一体的利用を図り、旧伊達郡役所への眺望がよく、同郡役所への親しみ向上につながる施設とします。
- ◎旧伊達郡役所に向けて開かれた平面構成とし、両建物の間を憩いの空間として捉えます。
- ◎飲食休憩スペースについては、旧伊達郡役所に向けて開かれた空間とし、屋外喫茶テラス等、屋外との一体的利用を検討します。屋外の降雨・日照対策も考慮します。
- ◎旧伊達郡役所及び北側敷地内におけるライトアップ・プロジェクションマッピングに向け、ライトアップ・イベント用の屋外電源コンセントを設置すると共に、屋内には屋外多色照明(別途工事)向けブレーカー(2回線)、多色照明盤設置スペースを設けます。
- ◎旧伊達郡役所及び屋外の警備機器の監視機器を設置するスペースを設けます。

(理念3) 町内歴史観光資源と連携し、町への愛着を育む建物

旧奥州街道の南側の極である歴史文化エリア（旧伊達郡役所、陣屋の杜公園、歴史観光交流センター）の中核施設として、町内に存在する歴史資源・観光資源等と連携し、町への愛着を育む建物とします。

①各資源・旧街道との連携

- ◎地域に根差した施設として、旧街道の歴史ある街並みに配慮します。
- ◎歴史文化エリア内の中核施設として、陣屋の杜公園をはじめとする周辺歴史観光資源への誘導を図ります。
- ◎町内周遊の起点施設、観光交流の中核施設として、旧奥州街道の北側の極である拠点エリア（駅、役場、蚕糸跡地）との周遊連携を図ります。
- ◎旧街道からの徒歩利用にも配慮します。
- ◎休館日における外部歴史観光資源への誘導方法について考慮します。
- ◎休館時にも来訪者がトイレを利用できる構造を検討します。また、必要時には施錠・閉鎖できる内容を検討します。（運用は別途検討。）

②中心市街地のにぎわい創出

- ◎町内周遊の一環として、町内各商店へのにぎわい誘導を図ります。
- ◎南側駐車場と連携しイベント・マルシェ等が可能な配置とします。

(理念4) 災害に強い建物

地震を初め、火災・台風等の際にも必要な機能を維持できる構造・機能を備えた建物とします。

①強靱な構造

- ◎国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」⁵を指標とし、十分な耐震性を確保します。
- ◎旧伊達郡役所隣接地であることに配慮し、延焼等の心配のない火災に強い構造とするため、難燃化に配慮します。
- ◎町を形成する河岸段丘の端部に当たり、がけ地に隣接するため、建物基礎部分は地形の特性に十分対応したものとします。
- ◎暴風雨対策のため、耐水性や耐風圧性に優れた構造とします。

②各種災害への対応

- ◎豪雨時も敷地内に水が流入しにくい水路配置とします。
- ◎方角を考慮し、玄関等に雪や氷が残りにくい配置計画とします。
- ◎除雪や雪捨てを考慮した敷地構成とします。
- ◎屋根からの落雪等の危険性を防止します。
- ◎雷等の被害を受けにくい配置や設備を検討します。
- ◎桑折町特有の冬季の気象条件(強い西風、降雪等)や西日等に配慮した配置計画とします。

(理念5) 長寿命で設置・運営費用の少ない建物

建設から維持管理等まで含んだ全体的な費用を低減化します。

①初期費用の低減

- ◎可能な限り機能的でシンプルな構造とし、一般的な建材や機器を使用します。
- ◎将来的な修理費等を考慮しつつ、備品の再利用に配慮します。
- ◎飲食休憩スペースは、専用スペースを少なくし、飲食席等は他用途と共用化します。

②維持費用の低減・長寿命化・環境配慮

- ◎耐久性・省エネ性の高い構造及び材料を採用します。
- ◎故障が少なく、再調達が安価で容易な部材や機器、設備を採用します。
- ◎空調及び照明は、自然採光・遮熱性、冬季の高断熱・高気密性を確保し、冷暖房効率や照明効率を向上させます。
- ◎情勢変化に応じ、柔軟な用途変更やレイアウト変更が行える配置とします。
- ◎照明は、LED等を利用した明るく高効率で長寿命のものを基本とするほか、スイッチエリアの細分化や人感センサーの利用により、節電に配慮します。
- ◎節水型の設備を採用します。

⁵ 平成19年国営計第76号「官庁施設の総合耐震計画基準」の改定による。

3-2. 設置すべき具体的機能（南側敷地）

下記の理念に沿い、構想を進めます。

理念6 敷地全体を有機的に連携した土地利用

①収蔵機能

- ◎貴重品/美術品(県指定重要文化財含む)の保管に適した耐震・防火・湿度・温度管理に配慮した構造及び設備とします。
- ◎来訪者と職員の動線区分に配慮します。
- ◎適正なスペースや通路幅を確保します。また、レイアウト変更が容易に行える空間構成とします。
- ◎外観について、旧伊達郡役所周辺施設であることに配慮します。
- ◎収蔵施設への理解向上のため、見える化等の方策を検討します。

②広場・駐車場機能

- ◎来訪者が利用しやすい十分な数の駐車場を確保し、可能な限り歩車分離を確保します。
- ◎駐車場としての機能に加え、イベント会場やマルシェ会場など、多目的に利用可能な舗装構成(表面構成)とし、段差の少ない構造とします。
- ◎歴史文化エリア内にある駐車場として、歴史観光交流センター、旧伊達郡役所、陣屋の杜公園等との連携向上を図ります。商店街やふれあい公園等でのイベント時の臨時駐車場としての機能も考慮します。
- ◎南側駐車場から歴史観光交流センター、旧伊達郡役所へ、町道を介さずにアクセスできるよう、スロープ・階段等を設置します。(再掲)
- ◎旧伊達郡役所東側・南側石垣等(旧伊達郡役所建設時に設置)の保存に配慮します。
- ◎西側隣接地との境界等は緑化すると共に生垣等の囲障を設け、相互の干渉を最小化します。

第5章 施設の運営

歴史観光交流センター及び旧伊達郡役所は町内観光・歴史探索の起点として一体的に運営します。旧伊達郡役所の役割(自由度)の影響を受けるため、合わせて検討が必要です。

1. 運営者の選定

(1) 運営者・費用

歴史観光交流センターの運営については、次の3案がありますが、国土交通省主催サウンディング⁶の結果等を受け、事業規模及び運営の柔軟性を考慮し、案2を中心に検討します。

方式	利点	欠点
案1 PPP/PFI	・民間ノウハウ反映 ・多様な発信	・採算性/担い手：小規模事業に不向 ・撤退時の対応 ・全体費用の増加 ・現従業者への対応
案2 指定管理・委託	・経営内容の自由度 ・人員の柔軟性 ・多様な発信	・採算性/担い手 ・撤退時の対応 ・現従業者への対応
案3 直営	・町意思の反映	・会計処理の煩雑化 ・人員確保事務処理

(2) 運営者選定期間

運営者選定の時期には下記の3案がありますが、国土交通省主催サウンディングの結果等を受け、今後の整備内容の可変性を考慮し案3を念頭に検討を進めます。

方式	利点	欠点
案1 基本設計時	・配置及び細部計画への意見反映	・大幅変更リスク ・反映にかかる時間 ・費用高騰の懸念 ・契約の方式
案2 実施設計時	・細部計画への意見反映	・反映にかかる時間 ・費用高騰の懸念 ・契約の方式
案3 建物建築時	・迅速な進行	・配置及び細部計画の実態不適合リスク

⁶ 公有の土地・施設等の活用について、民間事業者から広くアイデアや意見を聞くこと。

2. 運営の在り方・内容

(1) 運営範囲

歴史観光交流センター及び旧伊達郡役所運営者の運営範囲は、下記の内容を想定します。
運営者に対する町の支援窓口については可能な限り一元化を図ります。

①歴史観光交流センター（本体）

分野	想定内容例	運営者役割
分野1 情報発信 観光案内	- 観光/歴史パンフレット配置 - 町内歴史/観光施設誘導 - 商店街誘導	- 発信/PR (運営者独自の歴史観光パンフレット作製等も推奨) - 案内人員配置
分野2 地域連携 販売、休憩	- 町グッズ販売 - 町6次化商品販売 - 町内特産品販売 - 喫茶(飲み物・茶菓・自動販売機等)	仕入/販売(町は仕入先紹介)
分野3 歴史観光 常設展示	- 歴史展示(デジタル映像等含む) - 観光スポット紹介展示 - 貴重品/美術品展示 - 歴史等関係冊子設置	展示の企画(町が資料提供)
分野4 観光品貸出	自転車貸出等	運営者提案による

※補助金受給上、収益が過大な場合、国に収益納付となる可能性あり。

②歴史観光交流センター（収蔵施設）

分野	想定内容例	運営者役割
貴重品/美術品等収蔵 機能	貴重品/美術品	町による管理の補佐

③旧伊達郡役所

分野	想定内容例	運営者役割
分野1 基本機能 企画展示	- 歴史展示(デジタル映像等含む) - 観光スポット紹介展示	展示の企画(町が資料提供)
分野2 発展機能 魅力向上機能		運営者提案による

(2) 展示詳細

歴史観光交流の展示品等については、下記の内容を想定します。

- ・デジタルサイネージやタブレットを活用した情報提供
- ・デジタル美術品
- ・紹介映像

第6章 建物等の規模

1. 建物の床面積概算・階数

新建物の面積の算定に当たっては、近年の県内における建築事例、建築上の共通のスケールをもとに算定をおこない、その面積を積み上げて計算を行いました。積み上げ算定した面積は、今後の基本設計・実施設計においても変動が想定されます。

なお、階数については、旧伊達郡役所に配慮した景観や費用面等を考え合わせ、平屋と仮定しました。

構造については、「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」⁷において、第一次近接建造物に該当する可能性があることを念頭に、耐震性に加え防火性を備えた構造とし、鉄筋コンクリート造を中心に、木造も含めて検討します。

(1) 歴史観光交流センター（本体）

積み上げ算定の結果は、下表のとおりとなります。

機能	分類	面積	備考
観光案内所	情報発信①	25 m ²	一体的利用①
物産販売所	地域連携②	60 m ²	
厨房(飲食休憩スペース)	地域連携②	45 m ²	
事務室(企画)	歴史観光③	40 m ²	
多目的スペース(展示等)	歴史観光③	50 m ²	①と相互利用⇒旧伊達郡役所へも分散
トイレ		25～50 m ²	適正な規模を確保
多機能トイレ	(授乳室)	10 m ²	
合計		概ね250 m ²	

(2) 歴史観光交流センター（収蔵施設）

積み上げ算定の結果は、下表のとおりとなります。

機能	分類	面積	備考
収蔵スペース(貴重品)		10 m ²	県指定重要文化財含む
収蔵スペース(一般)		30 m ²	歴史資料等
虫干しスペース		10 m ²	
合計		概ね50 m ²	

⁷ 令和3年12月6日 文化庁文化資源活用課長裁定

第7章 費用・財源

1. 概算費用

建物の全体費用概算については、下記のとおりです。

なお、近年の資材高騰等により、想定価格と実際の建設時の費用の間に差異が生じる可能性が高いのが現状です。今後も、費用高騰の影響について注視が必要です。

(1) 建築関係

項目	位置・対象	数量	事業費
基本設計	本体建物＋収蔵施設		約 4,400 千円
地質等調査	本体建物＋収蔵施設		約 9,100 千円
実施設計	本体建物＋収蔵施設		約 13,000 千円
建築工事監理	本体建物＋収蔵施設		約 9,100 千円
建築工事（本体）	本体建物※北側敷地外構含む	約 250 m ²	約 190,000 千円
建築小計①			約 225,600 千円
建築工事（収蔵施設等）	収蔵施設・付帯施設等		約 98,000 千円
建築小計②			＝約 323,600 千円

(2) 造成外構等関係

項目	位置・対象	数量	事業費
測量・造成設計	北・南側敷地		約 19,000 千円
開発申請	北・南側敷地		約 6,300 千円
広場・駐車場工事	南側敷地		約 37,700 千円
外構工事	南側敷地		約 62,200 千円
造成外構等小計			約 125,200 千円

(3) 合計

項目	位置・対象	数量	事業費
建築小計①			約 225,600 千円
造成外構等小計			約 125,200 千円
合計			約 350,800 千円
建築工事（収蔵施設等）	収蔵施設・付属施設等		約 98,000 千円
総合計			＝約 448,800 千円

また、ライフサイクルコスト低減化の観点から、ランニングコスト（維持管理費用）についても併せて検討を進めます。

2. 実施方法

(1) 方式・区分

設計者の選定については、プロポーザル⁸方式を取り入れた方法によります。プロポーザル実施に当たっては、本基本構想の反映を要件とします。

建設については、「週休2日等工事」適用事業とし、条件付一般競争入札方式を中心に検討を進めます。

範囲分担は、下記の通りとします。

種別		分担		
敷地	種別	基本設計・配置計画	実施設計・外構設計	工事
全体配置		建築基本設計	—	—
北側敷地	建物		建築実施設計	建築工事
	外構			
南側敷地	建物		南側敷地測量設計	南側敷地外構工事
	外構			

(2) 工事施工

歴史観光交流センター建設中においても、旧伊達郡役所及び屋外トイレの利用を可能とします。

現在ある屋外トイレについては、歴史観光交流センター(本体)のトイレ使用開始後に、同一工事内で取り壊すこととします。

3. 財源

財源については、下表のとおり想定します。 ※町負担割合全体：49.2%

財源	割合	備考
社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	40%	
起債	$60\% \times 90\% = 54\%$	
(うち交付税措置)	$(54\% \times 20\% = 10.8\%)$	
一般財源	$60\% \times 10\% = 6\%$	

なお、来訪者利用スペースの内壁の一部に関しては、下記交付金の利用を検討します。

財源	割合	備考
県森林環境交付金	材料費の100%	来訪者利用スペースのみ

⁸ 具体的な図面ではなく、設計の方針や技術的提案により、設計者を選定する手法。

巻末資料：検討の経過

日時	事績	備考
昭和 55 年 10 月	種徳美術館竣工	
昭和 56 年 6 月	種徳美術館寄贈	
昭和 56 年 10 月	種徳美術館開館 床面積 389.16 m ² (1 階 174.66 m ² 、2 階 214.50 m ²)、建築面積 265.86 m ²	
令和 3 年 2 月 13 日	令和 3 年福島県沖地震 以降、種徳美術館一部機能休止	
令和 3 年 10 月 5 日	歴史観光機能基本構想 策定開始	
令和 3 年 10 月 26 日	議会全員協議会	
令和 4 年 2 月	歴史観光機能基本構想 中間とりまとめ報告案	
令和 4 年 2 月 8 日	歴史観光機能基本構想 有識者意見聴取会	
令和 4 年 2 月 9 日	政策会議	
令和 4 年 2 月 18 日	歴史観光機能基本構想 周辺町内会説明会	
令和 4 年 3 月 16 日	令和 4 年福島県沖地震 以降、種徳美術館全面休館	
令和 4 年 4 月 26 日	第 1 回「歴史文化エリア」あり方検討委員会	
令和 4 年 5 月 20 日	第 2 回「歴史文化エリア」あり方検討委員会	
令和 4 年 6 月 1 日	歴史文化エリアの「あり方」に関する緊急提言	
令和 4 年 8 月 9 日	第 3 回「歴史文化エリア」あり方検討委員会	
令和 4 年 10 月 20 日	第 4 回「歴史文化エリア」あり方検討委員会	
令和 4 年 11 月 1 日	議会全員協議会	
令和 4 年 11 月 2 日	歴史文化エリア「あり方」提言書 説明会	
令和 4 年 11 月 2～15 日	歴史文化エリア「あり方」提言書 パブコメ	
令和 4 年 11 月 16 日	第 5 回「歴史文化エリア」あり方検討委員会	
令和 4 年 11 月 16 日	歴史文化エリア「あり方」提言書	
令和 4 年 11 月 18 日	政策会議	
令和 5 年 2 月 16 日	南側用地取得	
令和 5 年 5 月 2 日	第 1 回桑折町都市再生整備計画(第 2 期)策定委員会	
令和 5 年 5 月 30 日	第 2 回桑折町都市再生整備計画(第 2 期)策定委員会	
令和 5 年 7 月 11 日	第 3 回桑折町都市再生整備計画(第 2 期)策定委員会	
令和 5 年 7 月 21 日	桑折町都市再生整備計画策定委員会提言	
令和 5 年 7 月 27 日	政策会議	
令和 5 年 9 月 4 日	桑折町文化記念館条例廃止	
令和 5 年 11 月 8 日	第 4 回桑折町都市再生整備計画(第 2 期)策定委員会	
令和 6 年 2 月 9 日	第 5 回桑折町都市再生整備計画(第 2 期)策定委員会	

令和6年3月6日	南側用地周囲土地取得	
令和6年3月15日	北東側町道拡幅完了	
令和6年3月18日	第6回桑折町都市再生整備計画(第2期)策定委員会	
令和6年3月27日	桑折町都市再生整備計画策定委員会提言	
令和6年4月30日	議会全員協議会	
令和6年5月16日～ 10月15日	種徳美術館解体工事	
令和6年5月21日	政策会議	
令和6年6月17日	歴史文化エリア拠点施設整備関係課打合せ①	
令和6年7月18日	歴史文化エリア拠点施設整備関係課打合せ②	
令和6年8月29日	歴史文化エリア拠点施設整備関係課打合せ③	
令和6年10月31日	歴史文化エリア拠点施設整備関係課打合せ④	
令和6年11月1日	国土交通省サウンディング	
令和6年11月5日	歴史文化エリア拠点施設整備関係課打合せ⑤	
令和6年11月11日	第7回桑折町都市再生整備計画(第2期)策定委員会	R6 第1回
令和6年11月13日	歴史文化エリア拠点施設整備関係課打合せ⑥	
令和6年11月18日	政策会議（基本構想決定）	